

令和 9 年度

アエラ放課後児童クラブ入所申請のご案内

(新西原・上吉田・下吉田)



入所申請受付

期間：10 月 28 日 (水) 12:00 ～ 11 月 11 日 (水) 18:00

方法：QR コードから電子申請

【入所申請申込みフォーム】



※受付期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。

※上記の受付期間以降の申請は、令和 9 年 3 月以降となります。空き状況により、入所待機となる場合もあります。

※原則、電子申請です。不可能な場合は電話連絡の上、必要書類を提出してください。

特定非営利活動法人アエラスポーツアカデミー アエラ放課後児童クラブについて

アエラスポーツアカデミー放課後児童クラブは、働きながら子育てする保護者を応援するとともに、子どもに生活と活動の場を提供し、子どもの健全な成長を手助けすることを目的としています。

■対象児童

富士吉田市内の小学校に通う1年生～6年生で、保護者が就労などの理由で放課後等に家庭において適切な保育が受けられない児童。施設ごと学区が異なります。

- ・アエラ放課後児童クラブ：市内の小学校（吉田西小学校、アエラスポーツクラブ入会済みの児童優先）
- ・アエラ放課後児童クラブ上吉田：吉田小学校優先（下吉田第一小学校、下吉田東小学校、明見小学校申込み可）
- ・アエラ放課後児童クラブ下吉田：下吉田東小学校、下吉田第一小学校、下吉田第二小学校、明見小学校、富士小学校

■活動内容

- ・児童クラブでは、子どもたちが自ら考えて判断し、行動することを基本とし、みんなで決めた約束に従い集団生活を送ります。その中で支援員等は子どもたちの自主性や主体性を育み、基本的な生活習慣を身につけるための支援や指導を行います。宿題などに取り組む学習タイムはありますが、学習指導は行いません。

■開設場所

- ・アエラ放課後児童クラブ新西原（富士吉田市新西原 2-14-12） TEL 0555-75-0155
- ・アエラ放課後児童クラブ上吉田（富士吉田市上吉田東 3-1-68） TEL 0555-30-1042
- ・アエラ放課後児童クラブ下吉田（富士吉田市下吉田 8-5-1 敷地内）

■定員

- ・アエラ放課後児童クラブ新西原 40名
- ・アエラ放課後児童クラブ上吉田 40名
- ・アエラ放課後児童クラブ下吉田 40名

■開設日時

①月曜日～金曜日は、下校時から午後6時30分まで（原則、バスの送迎利用）

②土曜日、夏季・冬季・学年末休業等は、午前8時から午後6時30分まで

※土曜日については、子どもの面倒を見る大人がいないなどの理由が必要になります。

※土曜日、夏季・冬季・学年末休業、学校休業日（台風等による臨時休校、創立記念日、振替え休校等）はバスの運行はありません。

※土曜利用については、利用する週の水曜日までにクラブに利用申込みが必要です。（シフト勤務の場合、シフト表の確認をします）利用者がいない場合は、開所しません。

■休所日

- ・日曜、祝日、年末年始、伝染病などで学校が臨時休校になった場合

■利用負担金

- ・8月以外の月は2,000円、8月については6,000円を利用負担金として徴収します。また、教材費として、入所時に1,000円いただきます。その他、おやつ代（1か月1,000円程度）、特別プログラムや施設外活動、バス利用として、実費負担をしていただくことがあります。

※毎月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座から引き落としです。

※利用日数に関わらず、一律（日割り計算はありません）です。登録があれば利用がなくても徴収します。

※負担金が未納の場合は、利用することができませんので注意してください。また、3カ月未納が続いた場合は、退所となります。

※減免制度があります。該当する場合は、入所決定後に減免申請書の提出が必要です。

※特別プログラムは、各施設により異なります。

アエラ放課後児童クラブ：英語、スイミング、ダンス

アエラ放課後児童クラブ上吉田：英語、エルバスキッズ（バスケットボール）、ソフトテニス

アエラ放課後児童クラブ下吉田：英語、エルバスキッズ（バスケットボール）、そろばん教室

※習い事により、月謝制とワンレッスン制があります。また、定員もございます。

その他、行事を行うことがあります。その都度、お知らせいたします。

■入所の手続き

- ・ 年度ごとに入所申請の手続きが必要です。自動継続はありません。
- ・ 年度途中の申請をする場合は、当クラブにお問い合わせください。

■入所申請

①アエラ放課後児童クラブ申込みフォームから申請

②保育ができない証明書（両親及び同居の 70 歳未満の祖父母）

※世帯分離していても同一家屋に居住していれば、70 歳未満の祖父母の証明が必要です。

●：必ず提出する書類 ○いずれかの書類または、その他証明できる書類

★：必要に応じて提出する書類

申請理由	必要書類
就労	●在職証明書 ★シフト勤務の場合、シフト表等、週（月）何日、いつの時間帯に勤務しているかなど勤務状況がわかるもの
保護者の病気療養、障害	○医師の診断書（家庭で保育できない理由、治療・療養が必要な期間の記載があるもの）※利用期間は診断書に記載のある期間 ○障害者手帳の写し
ご家族の介護や看護（常時）	○介護を必要とする方の要介護証明書 ○障害者手帳等の写し ○医師の診断書（治療・療養が必要な期間の記載があるもの）
通学（就労準備・資格取得）	○在学証明書 ○カリキュラム等時間割のわかるもの

③同意書（電子申請の場合は、申請内でチェックしてください）

※提出書類の内容に不明な点があった場合は、調査・問合せをすることがあります。あらかじめご了承ください。内容に虚偽・不正があると認められた場合は、利用を取り消すことがあります。

■利用決定

- ・ 令和 8 年 11 月末日までに入所決定をいたします。利用許可者には、「利用決定通知書」を送付いたします。決定通知書の入所クラブ名を必ずご確認ください。また、却下の場合も同様に通知します。
- ・ 提出書類に基づき審査し、定員を超えた場合は、保育の必要性・緊急性に鑑みて決定させていただきます。入所できない場合があります。

■利用の取消

次のような場合は、利用を取り消します。

- ・利用要件に該当しなくなった場合
- ・申請内容に虚偽・不正があると認められた場合
- ・支援員の指示に従わない場合又は他の児童に危害を加えるなど児童クラブの運営に支障をきたすと判断した場合
- ・閉所時間を過ぎるお迎えが多く見受けられる場合
- ・保護者負担金が未納の場合

■その他

- ・慢性の病気、アレルギー、健康上の注意点がある場合、早期の対応により命に係わる薬の保管が必要な場合は、必ず事前にご相談ください。
- ・申請内容（保護者の勤務先・就労状況、住所・氏名・電話番号等）に変更が生じた場合は、速やかに連絡をお願いします。
- ・送迎バスの運行がない日の送り迎えは、保護者が責任をもって行ってください。
- ・お迎えの時間が間に合わない場合は、「ファミリー・サポート・センター」の利用をご検討ください。

※電話は児童クラブの開所時間以外は通じません。

申請に関するお問い合わせ先

特定非営利活動法人アエラスポーツアカデミー

アエラ放課後児童クラブ新西原

TEL 0555-75-0155

Mail aera.group.club@gmail.com